

京都市教育委員会フィールドワーク

教育PFI事業についての考察

團 子 正 則

はじめに

平成19年2月8日に、京都市教育委員会が推進中のPFI事業について、現に事業に携わっておられる教育委員の方へのヒアリングを実施した。PFI事業とは、ここではすなわち京都御池中学校・複合施設整備等事業、小・中学校冷房化推進事業、京都市立音楽高等学校移転事業の3つの事業を指す。先の2つの事業は総務部における教育環境整備室が管轄し、後の事業は指導部における音楽高校改革推進・建設室が担当している。今回のヒアリングを通じて、現場の方の率直な意見を聞くことができた。本稿では、各事業の現場レベルでのPFI事業を導入して、メリット、デメリットを含めてどのような効果があったかを検討する。

1. 京都御池中学校・複合施設整備等事業

施設は建設済みであり、維持管理業務の段階に入っている。以下、同事業のメリットについて述べる。民間、例えば金融機関と協力して事業推進することで、行政主体では触れることがない、株式譲渡など民間では常識の知識が必要になり、行政側の人間にとって刺激になる面が多い、という。またPFI事業では行政主体の「行政が上から」という視点ではなく、「民間業者と目線を同じに」という姿勢になることも大きいようだ。民間業者は、公と違い利潤を追求する側面もあるわけだが、事業では、避難訓練など利益に還元されないものも、安全確保のために前向きに取り組み、毎月のモニタリングのための運転記録の報告書も、詳細に報告していると市の委員は述べていた。このように、利益に還元されない部分においても市主体の場合よりも民間主体の場合の方が、結果として良い状況になっている。

複合施設建設の大きな成果としては、世代間交流の場を提供できたことである。例えば、老人介護のセンターに中学生が訪れて、美術の授業で作成した作品を発表したり、老人と一緒に歌ったり、逆に老人が中学生に昔話を聞かせるなど、相互交流が活発に行なわれている

様子である。このように、それぞれの世代が楽しんで施設を活用しており、担当する市の委員も世代間交流の予想以上の大きさには驚いているようであった。

逆に、複合施設を維持管理する際のデメリットとして、「人的機能の確保」が挙げられる。例えば施設の警備など管理部分は民間に委託しているが、市の側は警備担当者が、複合施設のコンセプトが「京都のにぎわい施設の中心地」であることをどれほど理解しているかどうかに懸念があると述べていた。つまり運営に当たる当事者が、この施設に関する理解が不足したまま現場で働いている可能性がある。従って、どのように運営面で市の意向を反映できる人間を確保し、それを現場の人間に周知徹底できるかは、同事業の今後の課題であろう。

因みにモニタリングは、市と契約している民間業者が毎月の報告書を市に報告する形をとっており、設備の破損、損害等は、その原因がある方がリスクを負担している。例えば、学校の校舎の設備の一部に破損が見られた場合、その原因がもともと建築に問題があった場合は民間業者が、児童・生徒に起因する場合は市が、それぞれリスクを負担する。

2. 小・中学校冷房化推進事業

当初この事業は、平成16年度から平成20年度までの5ヵ年計画で事業を推進する予定であった。しかし、2期制の進捗や夏季休業期間の短縮などで、全小・中学校の空調設置の早期実現が求められた結果、PFI事業が導入され、当初の計画から3年早く全小中学校に空調が整備された。本来、空調整備事業は、整備済の学校と未整備の学校というように、学校間格差がしやすい。特に対象となる学校は、小学校で156校、約2500教室にも上り、従来型の事業スキームでは不満が出やすい。ゆえにPFI事業を導入したことで多くの課題を克服し、一度に多くの学校に空調を取り付けることができたのである。

さらに、暑い夏場の時期に冷房が入ることで、教室が涼しく快適な環境で勉強できることで、集中力が向上するなど、期待していた通りの教育効果は得られている。

次に冷房化事業におけるデメリットについて見てみよう。それは、空調機器特有の問題ではあるが、一度設置した機器を行政の判断だけで取り外すということができず、必ず空調整備事業者の許可を得ることが必要で、行政主導の場合よりも煩雑な手続きを踏まえないといけないことである。また、光熱費は市が負担しており、学校が無駄に冷房を使用しているのではないかという市民からの不満の声も一部あるようだ。市が負担することは一般市民が納めている税金で、空調の電力料金は賄われている、ということだ。他方、学校は多くの子供が使用する場で冷房の使用も温度設定が28度以上という制約がある。そのため「自分達が

支払っているのに、なぜ学校では思う存分使用することができないのか」という市民の指摘も過去には見られたという。空調を整備したことで従来よりも多くのエネルギーを使用することになったが、かえって節減意識が働いており、市の委員は前向きに受け止めているようである。

3. 京都市立音楽高等学校移転整備事業

他の2つの事業が総務部の教育環境整備室の管轄であるのに対し、この事業は指導部の音楽高校改革推進・建設室という部署が推進している。これは、当事業が音楽高校のカリキュラムの改変の話から生じたもので、指導部の学校指導課担当事業から出てきたものという背景がある。また完成予定の校舎では単に音楽高校の移転だけでなく、市立の芸術大学や、少年音楽団など他の芸術団体などが利用できる設備も構想されている。

現在（平成19年度3月）ではまだ入札計画途中の段階であるため、音楽高校のカリキュラムの改革や、移転前の古い校舎をどのように活用あるいは処理するのか、ということについては詳述できない。ただ現時点での入札、設計の段階で委員の懸念は、入札を進めている間に契約に関連する企業が不祥事を起こし、時間をかけて進めていた契約が無効になることである。たとえば過去に、京都府伏見区総合庁舎をPFIで整備する契約を進めていた折に、事業を構成する企業の社員が競売入札妨害の容疑で逮捕されたため、再び入札説明から事業をやり直さざるを得なくなったケースがあった。このように問題点として市の直営事業に比して、一回の契約に関連する企業が多いため、時間がかかり、関連企業が途中不祥事を起こすリスクもより大きいことが指摘できよう。

おわりに

今回のヒアリングの印象では、現段階ではPFI事業を導入したことで概ね良好な結果が得られているようだ。地方財政が逼迫し、地方教育財政にもその皺寄せが来ている今日、民間の資金や創意工夫を重ねたサービスを活用するPFI事業を、教育の分野で活用することは注目に値する。今後さらなる教育財政の悪化を招く事態に陥ったときに、京都市教育委員会が行なっているPFI事業は、これから導入を考える教育PFIの有益なモデルになる可能性は高いといえよう。